

ホテイグループ人権方針

私たちホテイグループは、企業理念である「人はみな豊かでなければならない 我々に関係ある人はみなどうしても豊かでなければならない」との考え方のもと、物質的、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさをも求め、私たちの製品やサービスの提供により、さまざまな人々の生活を豊かにすることを目指しています。

私たちは、事業を行う過程で直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、ホテイグループ行動規範および行動基準において人権の尊重を掲げ、それらの指針となるものとして「ホテイグループ人権方針」(以下、本方針)を定め、事業活動における人権尊重の責任を果たしていきます。

基本的な考え方

私たちは、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、国際連合の国際人権章典（「世界人権宣言」「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」ならびに「市民的および政治的権利に関する国際規約」）や国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」をもとに「ホテイグループ人権方針」を制定し、人権尊重の取組みを推進していきます。

また、事業活動をおこなう国や地域で適用される法令を遵守し、各国・地域の法令が国際的に認められた人権に対して不十分である場合には、国際的な人権規範を支持し尊重する方法・措置を追求します。

私たちは、国連の指導原則および国際規範に基づき、人権に関する重点課題を特定し、グループ全体で以下の課題への取組みを推進します。

- ・人種、宗教、性別、性的指向、年齢、国籍、言語、障がい、出自、社会的身分等を理由とするすべての差別およびハラスメントの排除
- ・適切な労働環境の整備、公正な労働条件の確保、建設的な労使対話の尊重、
- ・児童労働、強制労働、人身売買を含むあらゆる形態の奴隸労働の禁止
- ・子どもなどへの適切な広告やマーケティング、消費者の健康

適用範囲

本方針は、ホテイグループのすべての役員と社員(パートタイマー・契約社員・派遣社員を含む)に適用します。また、ホテイグループの製品・サービスに関する全ての取引先の皆様に対して本方針への理解と支持を求め、ともに人権尊重の責任を果たすよう取り組みます。

具体的な取り組み

1. 人権尊重の責任

私たちは、自らの事業活動に係るすべての人の人権を侵害しないこと、また、自らの事業活動において人権への影響が生じた場合は、是正に向けて適切な対処をすることにより、人権尊重の責任を果たします。

2. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、人権リスクの特定・評価をおこなうことで、人権に対する負の影響の未然防止および軽減を図ります。

3. 苦情処理体制および救済

私たちは、従業員向け内部通報制度の整備や寄せられた苦情への対処により、人権侵害の予防、早期発見および再発防止に努めます。また、自らが人権への負の影響を及ぼした、または助長したことが明らかとなった場合や取引関係等を通じた間接的な影響が明らかとなつた場合には、適切な是正措置を講じ救済に取り組みます。

4. 情報開示

私たちは、人権尊重の取組みに関する状況をウェブサイトなどで、公開していきます。

5. 対話・協議

私たちは、本方針の実行にあたり、関連するステークホルダーとの対話や協議を真摯に行います。

6. 教育・周知

私たちは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員および従業員に対して必要な教育および研修を継続的に実施するとともに、取引先に対しても適切に周知します。

7. 責任者

私たちは、担当役員を責任者として明確に定め、本方針を実行します。

本方針は、当社取締役会の承認を得て制定されています。

制定:2024年4月1日
株式会社ホティーズコーポレーション
代表取締役社長

山本達也